

会社法制の見直しに関する要綱案、取りまとめ

― 法務省法制審議会会社法制部会

去る8月1日、法務省法制審議会会社法制部会第24回会議が開催された。本会議では、「会社法制の見直しに関する要綱案」（以下、「要綱案」という）が取りまとめられた。

主な変更点

第23回会議では、「第1次案」が検討されていた（2012年8月10日号（No.1322）本欄参照）が、「第1次案」からの主な変更点は次のとおりである。

「第1部 企業統治の在り方」の「第1 取締役会の監督機能」の「前注」として社外取締役の設置に関する記述と、金融商品取引所規則の独立役員に関する「補足説明」がなくなり、「前注」のみ、第1の「2 社外取締役及び社外監査役に関する規律」に吸収された。

また、「第1の後注」として、次の記述が追加された。

「株式会社」の業務の適正を確保するために必要な体制について、監査を支える体制や監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化を図るとともに、その運用状況の概要

を事業報告の内容に追加するものとする。

附帯決議

また、金融商品取引所規則の独立役員に関する「補足説明」がなくなり、次の内容の附帯決議がなされた。

1 社外取締役に係る規律については、これまでの議論及び社外取締役の選任に係る現状等に照らし、現時点における対応として、本要綱案に定めるもののほか、金融商品取引所の規則において、上場会社は取締役である独立役員を1人以上確保するよう努める旨の規律を設ける必要がある。

2 1の規律の円滑かつ迅速な制定のための金融商品取引所での手続において、関係各界の真摯な協力がされることを要する。

東京証券取引所の社長談話

要綱案の取りまとめを受けて、同日、東京証券取引所から「会社法改正要綱案を受けた社長談話」が、また、その翌日の8月2日には「独立した社外取

締役の確保のお願い」が公表された。

当取引所としては、要綱案の確定をもって、速やかに上場規

則の見直しに向けた手続を進め、また、上場会社に対しては独立した社外取締役の確保に努める意向が示された。

ワークプランの更新 ― IASB

IASBは、IFRSの改訂プロジェクトに関するワークプランを7月26日時点で、図表のように更新した。

前回は6月14日に更新されているが、主な変更点は、次のとおりである。

国際会計

	2012年		2013年		MoU	FASBとの 合同
	第3四半期 (7月～9月)	第4四半期 (10月～12月)	第1四半期 (1月～3月)	第2四半期 (4月～6月)		
アジェンダ・コンサルテーション						
3年ごとの公開コンサルテーション	フィードバック・ステートメント					
金融危機関連プロジェクト						
IFRS9号:金融商品 (IAS39号の改訂)						
分類および測定		ED公表目標			✓	✓
減損		再ED			✓	✓
ヘッジ						
一般的なヘッジ	レビュー・ドラフト	IFRS公表目標			✓	
マクロ・ヘッジ		DP公表目標			✓	
MoUプロジェクト						
リース		再ED公表			✓	✓
収益認識	受領コメントの検討		IFRS公表目標		✓	✓
その他のプロジェクト						
保険契約	レビュー・ドラフトまたは再ED					✓
IAS8号発効日および移行方法	ED公表目標					
年次改善2010—2012			完了目標			
年次改善2011—2013	ED公表目標					
連結：投資会社	IFRS公表目標					✓
適用後のレビュー						
IFRS8号：事業セグメント		意見募集	意見検討			
IFRS3号：企業結合			レビュー開始			

「ED」は公開草案、「DP」はディスカッション・ペーパー、「IFRS」は最終基準書を表している。

なお、アジェンダ・コンサルテーションについては、2012年下半期に予定されていたワークプランの開発が削除されている。

- ・アジェンダ・コンサルテーションのフィードバック・ステートメントの公表時期:2012年4月～6月から2012年7月～9月へ変更
- ・金融商品(一般的なヘッジ)のレビュー・ドラフトの公表時期:2012年4月～6月から2012年7月～9月へ変更
- ・金融商品(一般的なヘッジ)のIFRS公表目標:2012年下半期から2012年10月～12月へ変更
- ・収益認識のIFRS公表目標:2013年上半期
- ・適用後レビュー(IFRS8号)の意見募集:2012年10月～12月
- ・適用後レビュー(IFRS8号)の意見検討:2013年1月～3月
- ・適用後レビュー(IFRS3号)のレビュー開始:2012年7月～9月から2012年10月～12月へ変更

耐用年数を確定できない無形資産の減損テストに関するASU、公表—FASB

去る7月27日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2012-02「無形固定資産—のれんその他(トピック350)—耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト」を公表した。

このASUは、減損テストの費用と複雑性を減少させるために、ASU 2011-08 (2011年10月10日号(No. 1294)の本欄参照)で認めた「のれん」の減損テストに対してのオプションを「耐用年数が確定できない無形資産」についても認めている。

現行のIAS 36号では、「耐用年数が確定できない無形資産」の減損について最低限年1回の減損テストを要求しており、「耐用年数が確定できない無形資産」の公正価値を帳簿価額と比較し(量的評価)、公正価値が帳簿価額以下である場合には、減損損失の計上を要求している。

このASUでは、現行の量的評価の前に、まず、事実または状況の存在により、「耐用年数を確定できない無形資産」が減損している可能性が50%を超えて

いるか(more likely than not)どうかの決定のための質的な要素の評価(「質的評価」)を行うオプションを企業に与えている。

「質的評価」にあたり、公正価値の決定に使用される重要なインプットに影響を与えるすべての関連する事象と状況を評価することになり、その具体的な事象と状況が例示されている。

この質的評価で、減損している可能性が50%を超えない限り、量的評価は要求されない。減損している可能性が50%を超える場合には、現行どおりに

量的評価が実施され、「耐用年数が確定できない無形資産」の公正価値が帳簿価額以下であるならば、減損損失が計上される。ただし、企業には、いつでも、質的評価を実施しないで量的評価をするオプションも与えられている。

このASUは、2012年9月16日以降に開始する年度および期中期間に実施される減損テストに適用され、早期適用は認められる。

IFRSでは、減損の兆候の

昨年11月14日、金融庁の公認会計士・監査審査会の発表によれば2011年の公認会計士試験の合格者は前年の2,041人から26・0%減の1,511人に。受験者数も前年の25,648名から9・7%減の23,151名と、06年以降初めて減少している。公認会計士も受験の時代に入ったといわれる。

公認会計士にブランド力があり、大手監査法人に勤務しているというだけで後光がさしていた時代が終わって、受験人気にも陰りがでたということであれば、それはそれでしかたがない。普通、ブランド力は30年も続けば多少は色褪せるものである。

さわりながら、である。人氣が少々下がったとしても、公認会計士には他の職業では得難い「強み」がいくつかある。これを人生でどう生かすかが、公認会計士の価値となる。人と場所によって価値は異なるが、年配の先輩会計士からヒントをそつとご教授しよう。

第1に、公認会計士になりどこかに弟子入りすると、先輩にくっついてクライアント企業に出向く。最初は緊張して訪問するが、そのうちに慣れる。どのような企業に行っても物怖じしなくなる。これが大切である。

モノを売りに行っても、な

かなか応接間に入れてもらえない。それが公認会計士であれば、簡単なことである。お客でもなければ、100%外部者でもなく、派遣でもない、形容のし難い立場であるからこそ体験である。

第2に、少し慣れると膨大な監査調査書を整理するようになる。この監査調査書にクロス・インデックスを振る。相手勘定にインデックス番号を赤鉛筆で書き込み、同時に相手の金額には



あったが、書類の整理にかけては、クロス・インデックス法で鍛えられた公認会計士に1日の長があると信じている。

次に第3。5、6年も会計事務所に通っていると、アカウインタントに共通するある種の仲間意識というか安心感が得られる。これは国内外を問わない。大体、同じような経験をして今に至っているから、話がよく通じる。大学よりも、どこの会計事務所にかという経歴のほうがより意味を持つ。

最後に第4としては、年齢とともに成長してゆく喜びがある。どういふわけか歳相応の役職が思わぬところから来る。

こちらのインデックス番号も相互に振る。あるいはある金額とその明細の合計欄の金額にも相互のインデックス番号を振る。このあたりを文章で説明するのは難しい。ただ先輩からの実地指導、つまりオン・ザ・ジョブ・トレーニングで現場体得することになる。

クロス・インデックス法のしくみは、非常に洗練された書類整理術である。たとえば公務員や弁護士と仕事をすることも

冒頭の話題に戻るが、若い公認会計士に「失業」問題があると報道されている。だからか、受験者数が減っている。しかしピンチはチャンスであって、誰もちよつと馴染みがないような職場で公認会計士の肩書付きで働けばどうだろう。それはどこかと聞かれれば返事に困るが、現に筆者が大学に奉職し始めた十数年前には公認会計士が大学教員になるのは非常に稀な時代であった。公認会計士で大学教員が務まるのかと自分でも正直、不安はあったが、一生懸命に取り組めば何とかなるものだ。

岡崎 一浩(愛知工業大学 教授)

有無にかかわらず、最低限年1回、帳簿価額と回収可能価額の比較を行う減損テスト(量的評価)を要求しており、この公開

草案によって減損テストに関する米国基準とIFRSとの差異は解消されない。

会計

IASB・FASBの再審議の状況、確認

—IASB、収益認識専門委

去る8月2日、企業会計基準委員会は第43回収益認識専門委員会を開催した。

IASB・FASBによる、収益認識プロジェクトの再審議の内容について報告が行われた。7月の再審議のトピックは、「別個の履行義務の識別」「履行義務の充足」「ライセンス」「不利損失の識別」であり、ライセンス以外の3つの論点で主に次のような暫定決定がなされている。

別個の履行義務の識別

実際の契約に、別個の履行義務を識別するための要件を当てはめやすくするため、要件の明確化や追加的なガイダンスなどを求めるコメントが寄せられていた。

これを受け、別個の履行義務を識別するための裏付けとなる原則を明確化することで暫定決定がなされた。また、財またはサービスの区別可能性について規定する改訂ED28項を改善す

ることとされている。

一定の期間にわたり充足される履行義務

履行義務が一定期間にわたり充足されるか否かを判断するための要件(改訂ED35項)を、整理・明確化するとともに暫定決定がなされた。また、「転用できる」「現在までに完了した履行義務についての支払を受ける権利」といった言葉の解釈を明確化することとされている。

金融

米金融緩和はタイミングを探る展開に

米連邦準備理事会(FRB)は、7月31日、8月1日に開催

した連邦公開市場委員会(FOMC)での追加金融緩和措置を見送り、政策的には現状を維持した。しかし、声明文では景気認識を前回6月の「緩やかに拡大」から「幾分減速」という文言

専門委員からは、「並べ替えた」だけであり、(改訂EDへの)懸念は解消されていない、「実務で適用可能となるよう、要件の当てはめに関する見解や想定事例を示してもらいたい」といった意見が出された。また、「支払を受ける権利」の解釈として「強制可能なもの(enforceable)」と示されたことについて、必要以上に限定的に適用される可能性などの懸念が示された。

不利損失の識別(不利な履行義務)

顧客との契約に適用される不利な契約に関する新たな規定を定め、これにより、現行のガイダンス(IAS37号またはASCサブトピック605-35)が引き続き適用される。

に変えて、景気に対する危機感を強調した形となった。

また政策実行のスタンスも、前回の「一段の措置を適切に講じる用意がある」から、今回は「必要に応じ追加緩和を実施する」と強めた文言にするなど、前回とは異なる色合いを出そう

経理用語の豆知識



非連結子会社から連結子会社になった場合の比較情報

重要性の判断については適切に行っていたが、期の途中において業績が大きく変動し、従来非連結子会社として取り扱っていた子会社について、重要性が高まったため期の途中から連結子会社として取り扱う場合がある。そのとき、年度の場合は、連結の範囲は会計方針の変更に該当しないことから遡及適用されず、比較情報である前連結会計年度に係る連結財務諸表は修正されない。連結会計年度の途中から重要性が高まった場合であっても非連結子会社に対する支配は期首から継続しており、当該連結子会社の期首からの損益を連結財務諸表に取り込むことになる。

四半期の場合は、たとえば第2四半期連結累計期間から重要性が高まったため連結子会社として取り扱う場合でも、当該連結子会社の期首からの損益を四半期連結財務諸表の損益として取り込むこととなるので、期首から連結していたものとして第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表を開示する。

監査役等とのコミュニケーション



監査人は、財務諸表監査に関連する監査人の責任について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。コミュニケーションには、①監査人は、経営者が作成する財務諸表に対して監査意見を形成し、表明する責任を有すること、②財務諸表監査は、経営者また監査役等の責任を代替するものではないこと、を含めなければならないとされている。計画した監査について計画した監査の範囲と実施時期の概要について行うとともに、適時に行わなければならないとされている。

監査役等とコミュニケーションを行う事項として、①会計方針、会計上の見積りおよび財務諸表の開示を含む、企業の会計実務の質的側面のうち重要なものについて監査人の見解、②監査期間中に困難な状況に直面した場合はその状況、③監査の過程で発見され、経営者と協議したかまたは経営者に伝達した重要な事項、④監査人が要請した経営者確認書の草案等が挙げられている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2012年7月31日	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等	金融庁	売上高等の小さな会社に係る高額な対価による子会社取得について、金融商品取引法上の開示が行われていなかったとの指摘を踏まえ、臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化を講じるもの。また、外国会社が提出する有価証券届出書の記載内容等の見直しも盛り込まれている。コメント期限は2012年8月29日まで。	—
2012年8月2日	独立した社外取締役の確保のお願い	東京証券取引所	2012年8月1日の法制審議会会社法制部会で「会社法制の見直しに関する要綱案」が取りまとめられたことを受けて、社外取締役を独立役員としていない上場会社に対して、独立した社外取締役の確保をお願いするもの。	—

とした意図がみられるものとなった。

結果として今回のFOMCでは、QE3など新たな緩和措置は見送られるという、市場の見方に沿う結果となった。一部には実質ゼロ金利ともいえる現在のFF金利の誘導目標0-0.25%の維持期限を、現状の2014年終盤からさらに延長する可能性を指摘する向きもあったが、それも今回は見送られた。

リッチモンド連銀のラッカー総裁の反対のため、実施は困難だったとみられる。結局FRBは金融緩和策の実施に積極的なのだろうか、それとも消極的なのだろうか。

秋に向けて米大統領選挙が近づけば、そのタイミングで政策変更は行いくくなる。中央銀行は一般的に、時の政権の意向を受けるなど、政治的思惑で政策変更をしたとみられることを嫌うためだ。今回の強気の姿勢が、近く実施する政策変更を織り込ませるためのものか、それとも実際の政策変更の代わりに選挙を迎えようとするためのものか、断言できないところだ。

今回のFOMCから次回9月13日のFOMC結果発表までには、ECB理事会と米雇用統計の発表が2回、8月31日に米国ワイオミング州ジャクソンホー

ルで恒例のカンザスシティ連銀の経済シンポジウムがあり、ここでバーナンキ議長の講演がある。

その際緩和策に言及する思惑

証券

真夏の夜の金融政策談義

真夏の電力不足への懸念から、政府は強引に原発再稼働に踏み切ったが、反対デモはますます盛り上がってきており、酷暑の夏をさらにヒートアップさせている。また、野田政権は最大の政策課題と称する消費税率の引上げ法案を衆議院では何とか可決にこぎつけたが、参議院でもたついている。今夏、ただでさえうっとうしいニュースが多い世界経済に、またしても政策を決められない日本の政治という悪材料を提供しかねない。

日本の政策については、IMFが最近の対日経済審査報告で、さらなる金融緩和を求めており、注目を集めている。IMFは日銀がデフレ脱却や円高阻止のために株式などの資産の追加購入、さらに為替介入を容認する姿勢をみせている。日銀の消費者物価1%上昇のゴールについて、数年で達成できるか不安があるという。

IMFは積極的なマネーサプ

があるのだろうか。いずれにしても、金融緩和策についてはタイミングを探る微妙な動きとなっていると考えられる。

金融政策といえば、焦点はやはりアメリカFRBであろう。注目されていたFOMCで、FRBは必要なら追加的な緩和措置を行うという姿勢を示した。FRBは以前から事実上のゼロ金利政策を2014年終盤まで続ける方針を明らかにしており、今回はこれを据え置くとした。

この日のアメリカ株価はFOMCに反応して若干下げた後、下げ止まって推移した。失望感も拭えなかったが、先の楽しみが残ったという評価になったのではなかろうか。米景気の回復遅れが指摘されるなかで、そして金融政策の限界論議が高まるなかで、それでも市場はFRBの次の手(QE3)を期待すると

いうのであろう。

同時にFRBは米経済の景況感を後退させており、今後の動向を注視しつつ、追加緩和政策へ踏み出すことがあり得ると明確に表明した。換言すれば、FRBはアメリカの景気動向についてそれほど深刻な見方をしていないわけで、もし深刻になれば、その時はただちに動くといっているのである。その時の市場の反応が見ものである。

お詫びと訂正

2012年8月10日増大号(No.1322)12頁の掲載内容に誤りがございました。読者の皆様は謹んでお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

◆訂正箇所

12頁の下から3つ目の図表「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額」の下2行

(誤)	当期発生額	204	0	0	204
	期末残高	204	0	0	204
(正)	当期発生額		204	0	0
	期末残高		204	0	0